

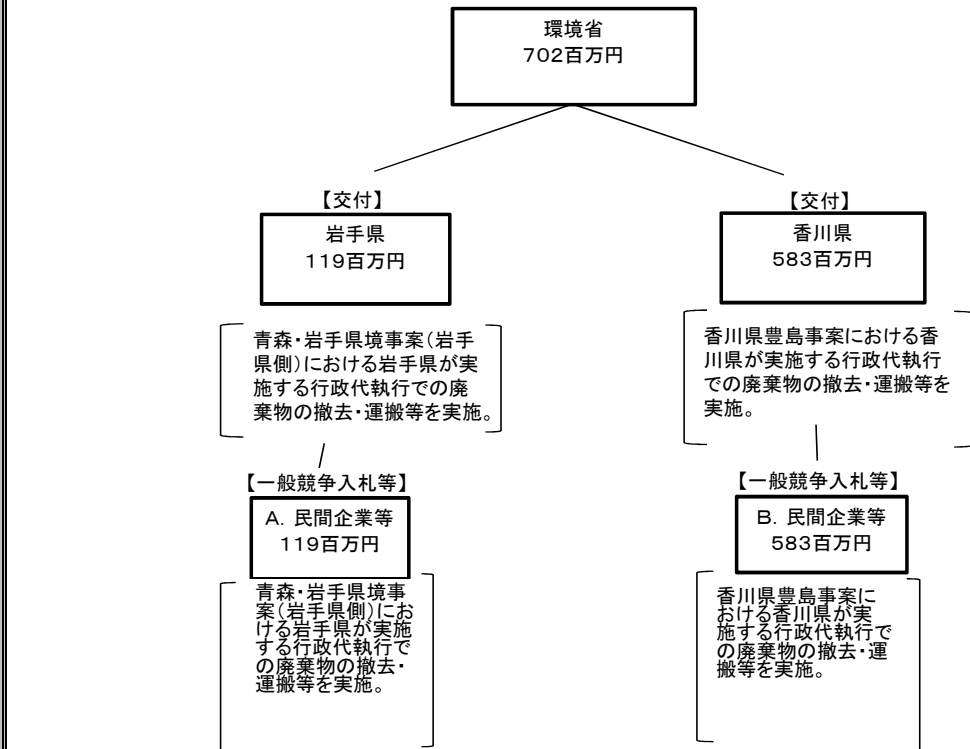
平成25年行政事業レビューシート (環境省)

事業名	処理困難な産業廃棄物事案の支障除去等推進費		担当部局	廃棄物・リサイクル対策部	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度～		担当課室	適正処理・不法投棄対策室	適正処理・不法投棄対策室長 是澤裕二		
会計区分	一般会計		政策・施策名	4. 廃棄物リサイクル対策の推進 4-5 廃棄物の不法投棄の防止等			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(第5条)		関係する計画、通知等	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法施行令 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成34年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	現に生活環境保全上の支障又はそのおそれがある不法投棄等事案であって、行為者等が不明等であるために都道府県等がやむを得ず行政代執行を行う場合に、当該都道府県等が実施する生活環境保全上の支障の除去等の措置を支援すること。 生活環境保全上の支障等が除去された不法投棄地もしくは埋立終了後の最終処分場について、当該土地を利用した跡地利用推進事業を推進すること。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	平成9年の廃棄物処理法改正の施行日前から不適正な行為のあった不法投棄等事案について、支障の除去等の措置を行う必要のある都道府県等を支援するために、平成15年に「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が策定され、平成24年8月にはその有効期限が10年間延長された。本事業は、本法に基づき、行為者等が不明又は無資力等により、代執行で支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し必要な経費を補助。(1/3または1/2) また、不法投棄等支障除去等事業跡地又は埋立終了後の最終処分場について、当該土地を利用した跡地利用推進事業の関連施設を設置する地域の選定、情報収集、利活用方策設計のための事前調査、利活用方策モデル案の設計及びモデル事業実施後の維持管理手法等の検証等を内容とする不法投棄跡地利用推進事業を行う都道府県等に対して必要な経費を補助し、当該土地利用の可能性を広げるもの。						
実施方法							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求
		補正予算	0	0	4,339	0	—
		繰越し等	0	0	-3,633	3,633	—
		計	0	0	706	3,633	—
	執行額	0	0	702	—	—	
	執行率(%)	—	—	99%	—	—	
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	生活環境保全上の支障等は数値化できないため、その除去についても数値化することは困難であるため、成果目標を数値で示すことはできない。	成果実績	—	—	—	—	—
		達成度	%	—	—	—	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	生活環境保全上の支障等は数値化できないため、その除去についても数値化することは困難であるため、活動指標及び活動実績を数値で示すことはできない。	活動実績 (当初見込み)	—	—	—	—	—
		%	—	—	—	—	—
単位当たりコスト	(円/)		算出根拠				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	産業廃棄物適正処理推進費補助金	—	—				
	計	—	—				

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	不法投棄等による支障の除去等の措置の円滑な実施及び不法投棄等の跡地利用のために、直接補助もしくは基金の造成に必要な経費等を補助するもの。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	代執行及び不法投棄等の跡地利用を行う自治体かつ補助対象事業に限定して支出している。なお、対象の選定にあたっては、産廃特措法に基づく法定の協議を経る等し、選定にあっている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	都道府県等が実施する生活環境保全上の支障の除去等の措置を支援し、着実に支障の除去が進んでいる。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	本事業と類似した事業は存在しない。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	産廃特措法についてはその期限が平成24年度末となっており、その期限を10年間延長する旨の改正法が平成24年8月10日に成立した。また、廃棄物処理法に基づく基金による支援についても、平成25年2月に平成25年度以降の支援のあり方についてとりまとめを行い、引き続き、財政的支援を行っていくこととなった。					
外部有識者の所見						
当該事業の実施は大変重要である。とりわけ、不法投棄等支障除去等事業跡地等の土地の適正な利活用は重要である。ただし、跡地利用は除去廃棄物の種類や、跡地の形状等により大きく異なるため、都道府県等に必要経費の補助を行うのみならず、技術的支援等も併せて実施する必要がある。						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	都道府県等に必要経費の補助を行うのみならず、技術的支援等も併せて実施することにより、事業をより効率的かつ効果的に実施すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
執行等改善	技術的支援については、(No.168)産業廃棄物適正処理推進費において実施。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	—	平成23年	—	平成24年	—

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかにつ
いて補足する)
(単位: 百万
円)



※小数点以下の端数処理の関係
で合計が一致しない場合がある。

※繰越額についても都道府県また
は廃物処理法上の政令市に交付
予定

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.民間企業等					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	汚染物掘削工事・原位置浄化工事	79			
廃棄物処理費	廃棄物運搬・処分費	30			
管理作業費	監理費等	10			
計		119	計		0
B.民間企業等					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
廃棄物処理費	廃棄物運搬・処分費	6			
管理作業費	施設運転管理費等	577			
計		583	計		0
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	民間企業等	青森・岩手県境事案(岩手県側)における岩手県が実施する行政代執行での廃棄物の撤去・運搬等を実施	119	—	—

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	民間企業等	香川県豊島事案における香川県が実施する行政代執行での廃棄物の撤去・運搬等を実施	583	—	—